

○計画変更申請に必要な書類

No.	必要図書	内容	書式	部数
1	計画変更構造計算適合性判定申請書	第一面～第三面 ※正本には記名、押印が必要です。副本は正本の写しで構いません。	第18号の3様式（確認申請の場合） 第42号の12の3様式（計画通知の場合）	2部（正・副）
以下の図書については、必要に応じて添付してください。				
2	申請書添付図書 ※変更があった部分のみ	意匠図、構造図、構造計算書等、施行規則第3条の7第1項イ、ロに規定する図書のうち、変更に係る部分の図書及び書類。 ※正本には記名、押印が必要です。副本は正本の写しで構いません。		2部（正・副）
3	建築計画概要書 ※記載内容に変更があった場合のみ	計画変更確認申請に添えたものと同じもの	第3号様式	1部
4	委任状 ※当初申請に添付した委任状に計画変更申請を含んでいない場合のみ	代理人を立てて申請を行う場合 ※様式は任意ですが、計画変更手続き等について、委任されている必要があります。	委任状（参考様式）	1部
5	安全証明書の写し ※構造計算書を変更した場合のみ	構造設計一級建築士の関与を要せず、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合。 ※構造計算書との割印が必要です	建築士法第4号の2書式	1部
6	既存不適格調書 ※記載内容に変更があった場合のみ	法86条の7の規定が適用される建築物（既存不適格建築物）のうち、令第137条の2の規定が適用される建築物に該当する場合	既存不適格調書等（参考様式）	2部（正・副）
7	磁気ディスク ※再計算を行った場合のみ	大臣認定プログラムを使用した場合		2部（正・副）
8	大臣認定書写し ※再計算を行った場合のみ	大臣認定プログラムを使用した場合		2部（正・副）

※平成27年6月法改正より前の適判申請に係る変更申請については、法改正に伴い新たに必要となった図書も添付してください。